

新しい生活様式にカエル

自分のために
みんなのために



新型コロナウイルス再度の感染拡大を予防するために「新しい生活様式」を日常生活に取り入れましょう。

「新しい生活様式」の実践例



▶新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が一定以上減少したとき

【介護サービス利用者負担の減免】

災害等の特別な理由により、介護サービス費用の負担が困難な人は、申請により利用者負担金の減免を受けることができます。

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります。

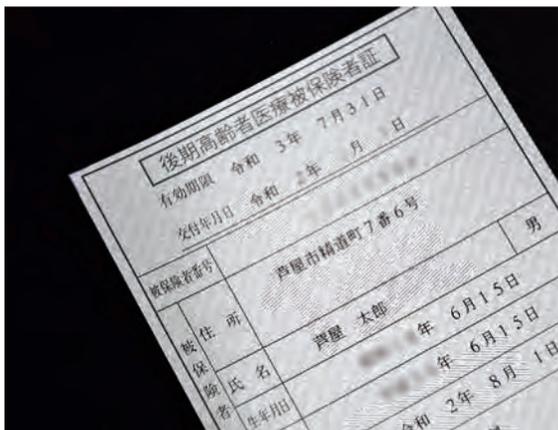
上記の減免・軽減制度には条件がありますので、申請の前に相談ください。

【徴収業務の一部民間委託】

介護保険料の徴収業務を一部委託しているため、民間業者が電話や訪問をすることがあります。

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

後期高齢者医療制度のお知らせ



保険料額決定通知書、被保険者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証を送付します

【保険料額決定通知書】

令和2年度の保険料額決定通知書を、7月中旬に送付します。

※6月以降に75歳になる人や、新たに後期高齢者医療制度に加入する人には、8月以降に通知書を送付します。

【被保険者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証】

新しい被保険者証を、7月中旬に送付します。認定証をお持ちで、引き続き対象となる人には、被保険者証と併せて新しい認定証を送付します。

8月1日からは、新しい被保険者証、認定証を医療機関等の窓口で提示してください。

【保険料の均等割軽減特例措置の見直し】

本来は7割軽減ですが、特例により8割または8.5割軽減が適用されていた均等割軽減特例について段階的に特例が廃止されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	8割	7割	

【保険料の減免】

以下の理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

- ▶災害で大きな損害を受けたとき
- ▶失業などで所得が著しく減少したとき
- ▶新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った時や一定以上収入が減少したとき

【一部負担金の減免等】

災害等の特別な事由により、一時的に生活困窮になったとき、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合がありますので、ご相談ください。

【保険料徴収業務の一部民間委託】

保険料の徴収業務を一部委託しているため、民間業者が電話や訪問をすることがあります。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター ☎078-326-2021

新たな行財政改革の構想をスタート



これからの芦屋市は、人口減少に伴う社会保障費の増加・施設等の老朽化対策・新型コロナウイルスによる経費の増大など、さまざまな要因により大きな変容が見込まれます。

令和3年からスタートする新行財政改革では、今後の20年を見据えた長期的な取り組みにより持続可能な行政サービスのあり方を検証し、より効率的・効果的な行財政改革を推進します。第1期(令和3～7年度)では、達成すべき具体的なゴールを設定し、「できること」だけでなく「やるべきこと」を洗い出し、ゴールの実現に向けた取り組みを最優先に進めます。

■問い合わせ マネジメント推進課 ☎38-2172

防災情報マップを使っていざというときに備えましょう

7月中旬にご自宅へ土砂災害・津波防災情報マップをお届けします。今年度は避難行動をイメージできるように防災情報マップを改訂しておりますので、お手元に届きましたら、ぜひ活用してみましょ。

【防災情報マップでできること】

▶危険箇所や避難所、防災に関する設備や施設を把握しましょう。

▶自分や家族の避難先、避難方法、避難のタイミングなどを確認しましょう。

※避難所に行くことだけが避難ではありません。安全な場所に住んでいる人は、「在宅避難」も選択できます。また、「安全な親せきや友人宅へ避難する」ことも有効な避難方法です。

▶必要な情報には解説を掲載していますので、知識を蓄え、理解を深めましょう。

新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるためにも、自宅が安全な場所かどうかを確認し、「自分はどこに避難するか」を改めて見直しましょう。



■問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

募集

地域福祉計画策定市民会議の委員を募集



第4次芦屋市地域福祉計画策定のための市民委員を募集します。

■募集人数 5人程度

■任期 8月17日～令和3年1月31日(4～5回2時間程度)

■委員報酬 なし(交通費支給)

■応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の人

■応募方法 応募用紙(様式自由)に住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、「互いに支え合う地域づくり」をテーマとした作文(800字程度)を添付し、7月6日～31日に郵送・ファクスまたはEメールで下記へ提出してください。

※応募用紙は返却しません。

※選考委員会で決定し、本人に通知します。

■問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2153 (〒659-8501 住所不要 ☐info@city.ashiya.lg.jp)